各務原市議会政務活動費のインターネットの利用による情報公表に関する要綱

（令和８年１０月１日議長決裁）

（目的）

第１条　この要綱は、各務原市議会政務活動費の交付に関する条例（平成１３年条例第３号。以下「条例」という。）第１１条の趣旨に鑑み、条例第７条第２項に規定する収支報告書等（以下「収支報告書等」という。）のインターネットの利用による公表（以下単に「公表」という。）について必要な事項を定めることにより、政務活動費の使途の透明性の確保に資することを目的とする。

（公表の対象）

第２条　公表の対象となる収支報告書等は、条例第９条第１項の規定により議長が保存している収支報告書等のうち、次の各号に掲げる書類とする。

（１）政務活動費収支報告書

（２）政務活動費　会派・無会派議員支出額一覧表

（３）政務活動費　議員別支出額一覧表

（４）収入伝票

（５）収入の事実を証する書類

（６）支払伝票

（７）領収書

（８）支出の事実を証する書類

（９）旅費精算請求書

（１０）視察行程表

（１１）研修行程表

（１２）視察記録

（１３）研修記録

（１４）その他議長がこの要綱の趣旨に鑑み公表することが適当と認める書類

（公表しないことができる書類）

第３条　前条各号に掲げる書類のうち、次の各号のいずれかに該当する書類が含まれるときは、当該書類を公表しないことができる。

（１）各務原市情報公開条例（平成１１年条例第２号）第６条各号に掲げる情報のいずれかが記録されている書類

（２）前号に定める情報のほか、公表しないことでこの要綱の趣旨が損なわれないと議長が認める情報が記録されている書類

２　前項各号に該当する書類のうち、非公表とする情報が記録されている部分を容易に、かつ、この要綱の趣旨が損なわれない程度に分離できる書類は、当該部分を除いて公表するものとする。

（公表の方法）

第４条　公表は、前条の規定に基づき非公表とするものを除いた収支報告書等を各務原市議会ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

（公表の期間）

第５条　公表の期間は、条例第７条第２項から第４項の規定に基づく提出期限（以下「提出期限」という。）の日から起算して５月以内の日から、条例第９条第１項の規定に基づく保存期間の末日までとする。ただし、第２条第１号に掲げる書類については、提出期限の日後速やかに公表するよう努めるものとする。

（委任）

第６条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和８年１０月１日から施行し、令和７年度分の政務活動費に係る収支報告書等の公表から適用する。

２　令和７年度分の政務活動費についての収支報告書等の公表に係る第５条の適用については、同条中「条例第７条第２項から第４項の規定に基づく提出期限（以下「提出期限」という。）の日から起算して５月以内」とあるのは、「令和８年１０月３１日以前」とする。